

京都市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年3月31日

京都市長 榊本頼兼

京都市規則第133号

京都市会計規則の一部を改正する規則

京都市会計規則の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「及び教育委員会事務局」を「、上下水道局，教育委員会事務局，選挙管理委員会事務局，人事委員会事務局及び監査事務局」に改める。

第3条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り，同項に次の1号を加える。

(3) 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第34条第4項に規定する電子証明書の発行に係る電子計算機処理等に係る手数料に関する会計事務

第13条の見出し中「または」を「又は」に改め，同条第1項前段中「または」を「又は」に，「命ぜられた」を「命じられた」に改め，同条第2項中「消防局の職員」を「消防局，上下水道局」に改める。

別表第1 1第22号を次のように改める。

(22) 文化市民局市民生活部地域づくり推進課長

別表第1 1第68号中「区民部地域振興課長」を「区民部まちづくり推進課長」に改め，同表 1中第79号を第80号とし，第73号から第78号までを1号ずつ繰り下げ，第72号の次に次の1号を加える。

(73) 上下水道局総務部地域水道課長

別表第1 2第5号中「福祉部長寿社会課長」を「福祉部福祉介護課長」に改める。

別表第3中「第9号 削除」を「第9号 上下水道局」に、「第12号 削除」を「第12号 選挙管理委員会事務局」に、「第17号 削除」を「第17号 人事委員会事務局」に改める。

第18号 監査事務局」

別表第4中「第9号 呉竹養護学校事務長」を

第10号 文化市民局市民生活部地域振興課長」

「第9号 呉竹総合養護学校事務長」に、「第16号 削除」を

第10号 文化市民局市民生活部地域づくり推進課長」

「第16号 北総合養護学校事務長」に、

「第27号 桃陽養護学校長」を「第27号 桃陽総合養護学校長」に、「第47号

第28号 鳴滝養護学校長」第28号 鳴滝総合養護学校長」

削除」を「第47号 上下水道局総務部地域水道課長」に、「第62号 東養護学校事務長」を「第62号 東総合養護学校事務長」に、「第111号 白河養護学校長」

を「第111号 白河総合養護学校長」に、「第136号 西養護学校事務長」を「第136号 西総合養護学校事務長」に改める。

「第44号 北区役所福祉部長寿社会課長

第45号 上京区役所福祉部長寿社会課長

第46号 左京区役所福祉部長寿社会課長

第47号 中京区役所福祉部長寿社会課長

第48号 東山区役所福祉部長寿社会課長

第49号 山科区役所福祉部長寿社会課長

別表第5中 第50号 下京区役所福祉部長寿社会課長」を

第51号 南区役所福祉部長寿社会課長

第52号 右京区役所福祉部長寿社会課長

- 第53号 西京区役所福祉部長寿社会課長
- 第54号 西京区役所洛西支所福祉部長寿社会課長
- 第55号 伏見区役所福祉部長寿社会課長
- 第56号 伏見区役所深草支所福祉部長寿社会課長
- 第57号 伏見区役所醍醐支所福祉部長寿社会課長」

「第44号 北区役所福祉部福祉介護課長

第45号 上京区役所福祉部福祉介護課長

第46号 左京区役所福祉部福祉介護課長

第47号 中京区役所福祉部福祉介護課長

第48号 東山区役所福祉部福祉介護課長

第49号 山科区役所福祉部福祉介護課長

第50号 下京区役所福祉部福祉介護課長

に改める。

第51号 南区役所福祉部福祉介護課長

第52号 右京区役所福祉部福祉介護課長

第53号 西京区役所福祉部福祉介護課長

第54号 西京区役所洛西支所福祉部福祉介護課長

第55号 伏見区役所福祉部福祉介護課長

第56号 伏見区役所深草支所福祉部福祉介護課長

第57号 伏見区役所醍醐支所福祉部福祉介護課長」

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(会計室会計課)